

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月26日（令和5年（行情）諮問第958号）

答申日：令和6年8月2日（令和6年度（行情）答申第297号）

事件名：「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルにつづられた文書（陸上幕僚監部保有分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て。（陸上幕僚監部保有分）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書1ないし文書11（以下、第3ないし第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部又は一部を開示した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月18日付け防官文第7690号及び令和5年7月21日付け同第15783号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁）【別紙1（略）】である。

（イ）国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙 2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙 3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された PDF ファイルが本件対象文書（第 2 においては、各原処分の対象である文書を指す。第 3 において第 2 の内容を引用する場合も同じ。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 22 年度（行情）答申第 538 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号）についても特定を求める。

平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成 24 年度（行情）答申第 365 号及び第 367 号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

(2) 原処分 2 関係

ア 上記 (1) アと同じ

イ 上記（１）イと同じ

ウ 上記（１）ウと同じ

エ 上記（１）エと同じ

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク 複写媒体としてＤＶＤ－Ｒの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてＤＶＤ－Ｒが選択できるよう改めて決定を求める。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和４年４月１８日付け防官文第７６９０号により、本件対象文書のうち、文書１について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、令和５年７月２１日付け防官文第１５７８３号により、本件対象文書のうち、文書２ないし文書１１について、法５条３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分（原処分１及び原処分２）に対して提起された

ものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書2ないし文書11のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、文書2ないし文書11の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、当

該文書の一部が同条 3 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(6) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分 2 において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

(7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(8) 審査請求人は、「複写媒体として DVD-R の選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法 19 条 1 項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

(9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

4 補充理由説明書

理由説明書においては（上記 2 及び別表番号 1 の説明を指す。）、文書 3 の 7 枚目、文書 6 の 5 枚目、文書 7 の 7 枚目及び文書 9 の 7 枚目の不開示部分については、法 5 条 3 号に該当し不開示としたが、当該部分は、レゾリュート・ドラゴン 21（令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練）に関する地元の関係機関等との調整に係る実施事項に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊と地元の関係機関等との調整等に影響が生じ、当該訓練の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条 6 号柱書きの不開示理由を追加する。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------------|-----------------|
| ① | 令和 5 年 10 月 26 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年 11 月 10 日 | 審議 |
| ④ | 令和 6 年 5 月 8 日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ | 同年 6 月 21 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年 7 月 26 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、不開示部分の一部につき、上記第 3 の 4 記載のとお

り不開示理由を追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求は、審査請求人が開示請求書に記載した「「レゾリュート・ドラゴン21」に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て。（陸上幕僚監部保有分）」について、開示請求書に添付された資料も踏まえて、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

イ 本件対象文書は、陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課において、レゾリュート・ドラゴン21（令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練）に関連して作成された文書であり、同課において、電磁的記録及び紙媒体による管理をしていることから、その両媒体を特定したものである。

ウ 本件審査請求を受け、陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル、共有サーバーの再度の探索を行ったが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録及び紙媒体の外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書が陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課において、電磁的記録及び紙媒体により作成・管理されていたものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)イ及び上記第3の3(7)の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2（別表）及び同4のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 文書3の7枚目、文書6の5枚目、文書7の7枚目及び文書9の7枚目の不開示部分を除く不開示部分（文書2の6枚目については、上から2行目の不開示部分に限る。）

標記不開示部分には、令和3年度国内における米海兵隊との実動訓

練に関する主要演練項目，訓練実施要領，情報発信，成果報告，分析，成果反映の方向性，じ後の予定に関する事項等が記載されていると認められる。

そうすると，当該不開示部分は，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び訓練練度が推察され，悪意を有する相手方をして，対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示としたことは妥当である。

イ 文書3の7枚目，文書6の5枚目，文書7の7枚目及び文書9の7枚目の不開示部分

標記不開示部分には，レゾリュート・ドラゴン21（令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練）に関する地元の関係機関等との調整に係る実施事項に関する情報が記載されていると認められるところ，その内容に照らせば，当該不開示部分を公にした場合，防衛省・自衛隊と地元の関係機関等との調整等に影響が生じ，当該訓練の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の4の諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって，標記不開示部分は，法5条6号柱書きに該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

（2）別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には，自衛隊及び米軍における令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練の実施に関する具体的な調整内容が記載されていると認められる。

そうすると，当該不開示部分は，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び訓練練度が推察され，悪意を有する相手方をして，対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるとともに，我が国と米国との信頼関係が損なわれ，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示としたことは妥当である。

（3）別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には，米軍における令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練の実施に関する具体的な訓練内容及び参加部隊等が記載されていると認められる。

そうすると，当該不開示部分は，これを公にすることにより，我が国と米国との信頼関係が損なわれ，ひいては我が国の安全が害されるおそ

れがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

ア 文書2の6枚目の不開示部分（上から8行目の不開示部分）

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の内線番号が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 文書8の6枚目及び文書10の7枚目の不開示部分

標記不開示部分には、レゾリュート・ドラゴン21（令和3年度国内における米海兵隊との実動訓練）に関する地元の関係機関等との調整に係る実施事項に関する情報が記載されていると認められるところ、その内容に照らせば、当該不開示部分を公にした場合、防衛省・自衛隊と地元の関係機関等との調整等に影響が生じ、当該訓練の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の2（別表番号4の「不開示とした理由」の説明部分）の諮問庁の説明を否定することはできず、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

本件対象文書

- 文書 1 領域横断作戦と機動展開前進基地作戦（E A B O）踏まえた連携
～ レゾリュート・ドラゴン 2 1 ～
- 文書 2 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練について（通達）
（陸幕訓第 1 4 7 号。令和 3 年 1 1 月 1 9 日）
- 文書 3 【業務の参考】令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練（
レゾリュート・ドラゴン 2 1）実施計画（大綱）（令和 3 年 7 月 3
0 日 運用支援・訓練部）
- 文書 4 【業務の参考】令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練（
レゾリュート・ドラゴン 2 1（R D 2 1））実施計画（令和 3 年 1
1 月 5 日 運用支援・訓練部）
- 文書 5 令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・
ドラゴン 2 1）の概要について（令和 3 年 1 1 月 1 1 日 陸上幕僚
監部）
- 文書 6 【業務の参考】令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練（
レゾリュート・ドラゴン 2 1）初度計画会議（I P C）参加前報告
（令和 3 年 5 月 1 3 日 訓練課）
- 文書 7 【業務の参考】令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練（
レゾリュート・ドラゴン 2 1）に係る初度計画会議成果報告（3.
5. 2 6 訓練課）
- 文書 8 【業務の参考】令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練（
レゾリュート・ドラゴン 2 1）に係る中間計画会議成果報告（3.
8. 2 0 訓練課）
- 文書 9 【業務の参考】令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練（
レゾリュート・ドラゴン 2 1）最終調整会議参加前報告（令和 3 年
1 0 月 7 日 訓練課）
- 文書 1 0 【業務の参考】令和 3 年度国内における米海兵隊との実動訓練
（レゾリュート・ドラゴン 2 1）最終調整会議成果（令和 3 年
1 0 月 2 2 日 訓練課）
- 文書 1 1 W e b コンテンツ更新内容

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	2 枚目， 3 枚目及び 6 枚目のそれぞれの一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	1 0 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	4 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	7 枚目の一部	
2	文書 1 0	1 枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに，他国に関する情報であり，これを公にすることにより，他国との信頼関係が損なわれ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	1 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	1 枚目ないし 5 枚目， 1 2 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	1 枚目ないし 3 枚目， 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	1 枚目ないし 3 枚目， 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	1 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 0	2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	

3	文書 4	6 枚目， 7 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	他国に関する情報であり，これを公にすることにより，他国との信頼関係が損なわれ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 8	5 枚目の一部	
	文書 9	6 枚目の一部	
	文書 1 0	6 枚目の一部	
4	文書 2	6 枚目的一部分	国の機関が行う行政事務に関する事務情報であり，これを公にすることにより，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 8	6 枚目的一部分	
	文書 1 0	7 枚目的一部分	